

盛岡大学における内部質保証の基本方針

1 〈内部質保証についての基本的な考え方〉

盛岡大学が自律的な組織として、その使命・目的を実現するために、教育及び研究、組織及び運営、ならびに施設・設備の状況について自らの責任で点検及び評価を行い、質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組むことを「内部質保証」という。内部質保証の中心となるのは、理事会に承認された「大学の中期計画」と「法人の中期計画」に基づく取り組みであり、各部門・部署が立てた具体的な達成計画に従って実施していく。点検・評価の結果は『自己点検・自己評価報告書』で社会にも公表する。

2 〈内部質保証のための組織体制と手続き〉

全学的な内部質保証を推進する中心的な組織は、学長を委員長とする「自己評価委員会」である。

自己評価委員会の下部組織として教育改革推進室を置く。教育改革推進室は、アセスメントデータを基に学修成果を測定・評価し、教育内容や学修支援の改善策の検討を行い、その結果を自己評価委員会に報告し、改善案を自己評価委員会に提案する。

自己評価委員会は、教育改革推進室から出された改善案を審議し、アセスメント・プランにのっとった教育内容や学修支援を改善するためのPDCAサイクルを十分に機能させるべく、各部門・部署に点検・評価及び改善の指示を出し、その結果報告を受け、必要な改善がなされたか検討する。検討結果は教授会に報告する。

FD委員会は、教職員の能力の保証・育成・向上を図るため、また自己評価委員会で見いだされた課題のうち、教育内容や学修支援にかかわる課題を教職員が共有するため、FD研修会を開催する。

自己評価委員会で見いだされた課題の改善を、法人・理事会の理解・協力を得て実施するため、「理事・大学連絡協議会」を置き、教学組織と法人・理事との意思疎通を図る。

3 〈内部質保証のプロセス図〉

別添図

内部質保証プロセス図

(令和5年3月24日一部修正)

